

# シンガポール課税取り消し

## 租税回避地税制最高裁で逆転勝訴

海外子会社の所得にタックスヘイブン(租税回避地)対策税制を適用したのは違法としてデンソーが課税処分の取り消しを求めた訴訟の上告審で、同社が逆転勝訴した。最高裁第3小法廷(山崎敏充裁判長)は24日の判決で「子会社の業務に相当の規模と実体があった」と判断。名古屋国税局による約12億円の課税を認めた二審判決を破棄し、処分を取り消した。

対策税制は、税率が低い国・地域にある子会社の主な事業が「株式の保有」にとどまる場合、日本親会社の所得に合算して課税する。子会社に経済活動の実体があるなど、一定の要件を満たせば適用されない。

今回の訴訟では、デンソーノーのシンガポール子会社は対策税制が適用されると争われた。第3小法廷は判決理由で、子会社には東南アジア諸国連合(ASEAN)地域の事業を効率化する目的があり、活動に経済合理性があつたと指摘。「財務や物流改善などの

が何かを判断する基準について、「事業活動の収入や所得、人數、店舗、工場などの状況を総合的に考慮するのが相当」との初判断を示した。

判決によると、シンガポール子会社は現地事務所があり、20人以上の従業員が地域統括業務を担当。税引き前利益の8.9%は株の配当が占める

一方、地域の物流を改善する業務の売上額が収入の約85%以上った。

二審・名古屋高裁は「子会社の主な事業は株の保有だ」と判断し、二審・名古屋地裁はデンソーの主張を認め、2009年3月期まで2年間の追徴課税処分を取り

消した。二審・名古屋高裁は「子会社の主な事業は株の保有だ」と判断し、二審・名古屋地裁はデンソーが敗訴した。

デンソーは「主張の正

## 判断基準初めて示す

### 子会社の「主な事業」

24日の最高裁判決は、租税回避地の子会社が課税対象となるかどうかを左右する「主な事業」の判断基準を初めて示した。筑波大の大野雅人教授(租税法)は「企業の海外進出が広がるなか、最高裁が基準を示した」と話す。あとで低税率国で行えば、タックスヘイブン対策税制は1978年に導入された。

### 考慮に総合的人数、収入

具体的には、子会社の「主な事業」が株式や債券の保有、船舶・航空機の貸し付けにとどまる場合などに課税対象となる。24日の最高裁判決は、事業活動の収入、従業員の人数などを踏まえて判断すべきだとした。

国税庁によると、対策税制の対象となる子会社などを持つ日本企業はこの10年間で7割強増え、2015年で1613社に上る。

10年の税制改正で、地域統括業務を行つ子会社については主な事業が「株の保有」でも対策税制の適用除外となつた。判決が同じようなケースで企業活動に与える影響は限定的とみられる。

デンソーは、今回とは別時期の約61億円の追徴課税処分の取り消しも求めている。名古屋高裁は

10月18日の判決で国の主張を退け、デンソーが一審に続いて勝訴した。

